

経営継続補助金のご案内

J A ぷくしま未来

新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるため、経営計画に基づいて機械・設備を導入する取り組み(最大 100 万円)及び感染防止のガイドラインに基づく消毒・設備導入(最大 50 万円)に「経営継続補助金」が予算措置されました。

事業実施主体である全国農業会議所から業務委託を受けて、J A が経営計画の作成や取り組みを支援してまいります。

なお、当補助金申請にあたりましては次の点にご留意願います。

- ① 自己負担が発生し、最大 150 万円の補助を受ける場合の自己負担は約 33 万円です。補助金は令和 3 年 2・3 月の入金となるため、それまでは立替える必要があります。
 - ② 申請書は J A 福島中央会・全国中央会経由で全国農業会議所に 7 月 29 日まで必着です。
J A に 7 月 17 日まで提出願います (早目に提出いただければ幸いです)。
 - ③ 採択・不採択は令和 2 年 9 月末頃に通知されます。
 - ④ 令和 2 年 5 月 14 日以降の取組が対象で、令和 2 年 12 月 31 日までが事業実施期間です。
 - ⑤ 審査基準は「経営状況・経営方針が適正か」「本補助金は経営に効果をもたらすか」「新型コロナウイルス感染症による影響を乗り越えるための取組か、可能性はあるか」「積算は透明で適正か」で、提出書類のみで審査されますので書類の内容が重要です。
 - ⑥ 農林漁業者が対象で第 2 次補正予算 200 億 3,700 万円(全件 150 万円補助だと 13,358 件)の範囲内で⑤の審査基準で高得点者から採択されていくものと思われます。
 - ⑦ 採択審査は非公開、審査結果内容の問い合わせは応じないとのことです。
 - ⑧ 今回の一次公募で予算枠を満たしてしまった場合、二次公募は行われませんが、影響を受けた農業者の申請が十分採択されるよう、次の補正予算または予備費等で増額されるよう J A グループは政府等に要請してまいります。
 - ⑨ 事業終了後 5 年間は会計検査院等の検査対象です。
- ※確定申告書・収支内訳書の写しの提出が必要となります。

経営継続補助金の省力化機械一覧表(例示)

【申請要件】

1. 単なる取替え更新の機械装置等の購入は補助対象となりません。
2. 採択の結果については、9 月末頃に連絡されます。

①「接触機会を減らす生産・販売への転換」

・生産・出荷現場において、入手を要する作業を代替又は、作業の効率性を向上することにより、作業員間の接触を減らすための省力化機械等の導入

	分類	種類
I	水稻	①密苗田植機 ②収穫機 ③畦草刈機 ④農薬散布用ドローン ⑤高度水管理システム ⑥省力化(種子)直播機・種苗(鉄コーティング種子・セル苗等) ⑦流し込み肥料 ⑧フレコン計量器など
II	果実	①スピードスプレーヤー ②高所作業車 ③乗用モア ④スプリンクラー ⑤データ通信機能付き高機能無線機など
III	そさい	①定植機 ②収穫期 ③畝立施肥機 ④スプリンクラー ⑤農薬散布用ドローン ⑥ブロック堆肥 ⑦マルチ張り機 ⑧消毒機械(除菌剤の噴霧装置) ⑨自走防除機 ⑩データ通信機能付き高機能無線機など
IV	花卉	①自走防除機 ②定植機 ③選別機など
V	畜産	①養殖用ペレット飼料 ②搾乳ユニット搬送レール ③ミルカー自動離脱装置 ④乳頭洗浄機 ⑤牛群管理 ⑥分娩監視システム ⑦発情発見装置 ⑧哺乳ロボット ⑨自動給餌機 ⑩自走式配餌車 ⑪餌寄せロボット ⑫放牧用資機材(牧柵・飲水設備・連動スタンションダニ駆除薬など) ⑬畜舎覚自動洗浄機 ⑭バーンスクレイパー ⑮バルククーラー ⑯簡易堆肥舎など
VI	施設(ハウス)	①環境制御システム ②ヒートポンプ ③堆肥・液肥散布システム ※パソコン、タブレット端末等は対象になりません。
VII	集出荷作業	①機器(パレット・鉄コンテナ・通い容器・フレコン等) ②フォークリフト ③自動選別機 ④梱包機など
VIII	その他	①パワーショベル ②ブルドーザーなど

※上記の分類別について、機械の種類により一部重複しておりますのでご了承ください。

最寄りの J A 営農センターまでお問合せ願います

NEW

地域を支える組合員の経営継続を支援します。

経営継続補助金のご案内

応募締切日
7/17
相談はお早めに!

令和2年度2次補正予算で新たに措置されました!

新型コロナウイルスの影響を克服するため
農業者が**経営計画**に基づいて取り組む**事業継続**を支援します。

【受付期間】第1回：令和2年6月29日(月)～7月17日(金)

【実施期間】5月14日(木)～令和2年12月31日(木)

※実施期間中に支出した経費が補助対象です。



経営計画の作成や取組をJA(支援機関)がサポートします!

(※支援機関の支援を受けながら取り組むことが補助の要件です)

対象者

農業を営む個人または法人(農事組合法人、株式会社等)
※常時使用する従業員数が20人以下であること

補助上限

150万円

(1)と(2)の合計

補助率：3/4 上限：100万円

(1) 経営計画に基づいて実施する経営維持の取組

①国内外の販路の回復・開拓、②事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換、③円滑な合意形成の促進 など

※補助対象経費の1/6以上は、「接触機会を減らす生産・販売への転換」や「感染時の業務継続体制の構築」※詳細は裏面

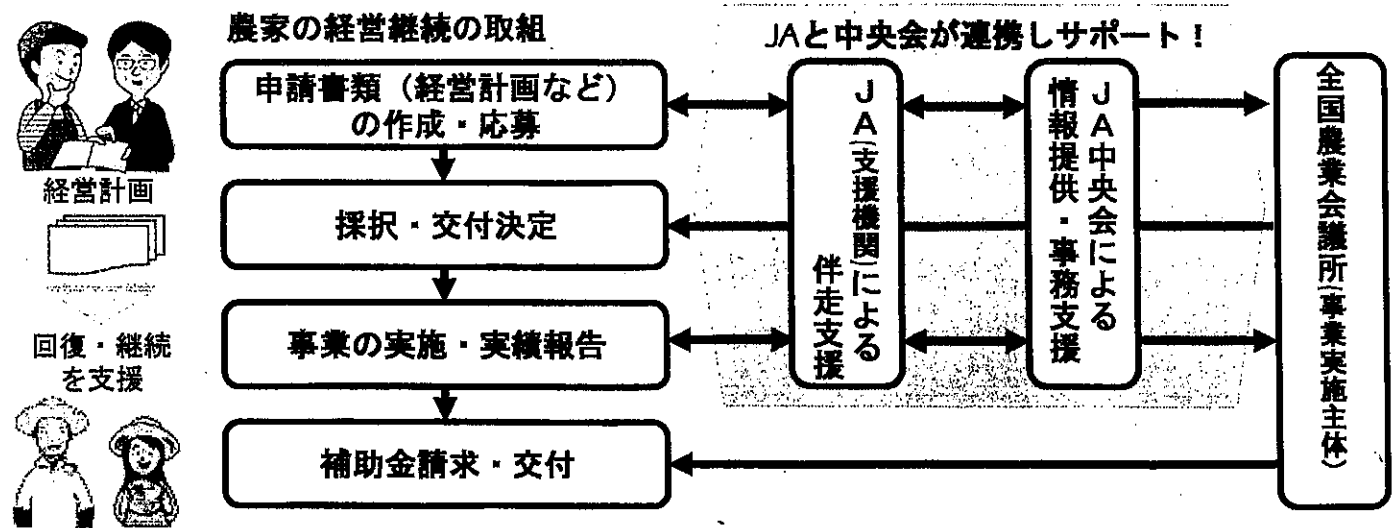
補助率：定額 上限：50万円

(2) (1)と併せて行う、事業継続に関するガイドライン等に基づく取組

・作業所、事務所、施設設備等の消毒の実施に必要な経費など

※生産部会や集落営農組織などで共同申請も可能
(150万円×参画する農業者の数、上限1,500万円)

【事業の流れ】



Q/A

Q どのような農家が事業を利用できますか?

A 中小・家族経営や集落営農など幅広い方が、経営継続に向けた取組を行う際に活用できる補助金です。また、「支援機関」となる当JAから、計画作成・申請から採択後の実施まで伴走支援する旨の宣誓書(確認書)の交付を受けることが必要です。

Q 申請に関して、経営計画に成果目標を定める必要がありますか。また、目標が達成できない場合は、補助金の返還を求められますか?

A 成果目標は特に設定していません。なお、採択者に対して、補助事業完了後のフォローアップ調査を含め、取り組む事業とその効果等を把握するためのアンケート調査をすることがあります。

Q 申請の際にどんな書類が必要ですか?

A ①申請書、②経営計画書、③支援機関確認書、車両を購入する場合は「理由書」が必要です。この他、直近の確定申告書類(第一表、第二表、収支内訳書又は青色申告決算書)、新規就農者等は開業届けの添付が必要となります。提出書類については、申請者が個人か法人か、申請方法が単独か共同か等によって異なります。

Q 共同申請はどんな場合に活用できるのですか? また、その場合の補助上限はどうなりますか?

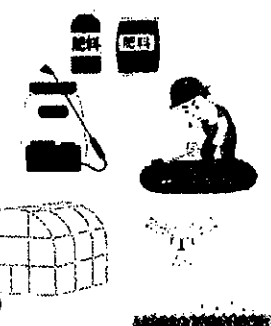
A JAの生産部会など産地でまとまった取組を行う場合や、集落営農組合などで共通の計画を持つ取組が想定されます。共同申請の場合、前項(1)の取組は1人あたり100万円以内で上限1,000万円、(2)の取組は1人あたり50万円以内で上限150万円、1申請あたりの補助上限は1,500万円となります。

【想定される活用例】

ケース①耕種：環境に優しい省力化技術と土づくりによる品質向上
経費例：生分解性マルチ、マルチ張り機、消毒機械(除菌剤の噴霧装置)の購入

ケース②畜産：発情発見～分娩管理の効率化と堆肥舎の整備
経費例：発情発見システム(牛温恵)、簡易堆肥舎の導入(設置費込み)

ケース③稲作：省力化と新たな経営管理システムの導入
経費例：鉄コーティング種子の直播機、ドローンの導入(操縦者の作業委託含む)



詳しくは最寄りの営農センターへ問い合わせ願います。

